



関税の免税条項 (関税定率法)	消費税の免除(輸徴法 13 - 1)	内国消費税 の免除(輸徴 法 13 - 3)	参 考
13号(遭難した船舶等 の解体等) 14号(事故によって戻 された貨物) 16号(身体障害者用器 具等) 17号(ニュース映画用 のフィルム等) 18号(少額貨物)	一部非課税	× × × × ×	
15条(特定用途免税) 1項 1号(標本、参考品、 学術研究用品) 2号(学術研究用等 のための寄贈物) 3号(慈善用等寄贈品) 3号の2(国際親善の 寄贈物品) 4号(儀式、礼拝用寄 贈物品) 5号(日赤への寄贈医 療物品) 5号の2(国際博覧会 用等消費物品) 8号(航空機の発着等 の安全機器等) 9号(引越自動車等) 10号(条約による特定 用途免税物品)	×      ×  一部適用	×    一部適用 × ×	・ 5号の2の「一部適 用」は、当該号の口 及び八をいう。  ・ 6号及び7号は削除 されている。  ・ 10号の「一部適用」 は、関税定率法施行 令第25条の2第2号 から第4号に掲げる 物品をいう。
16条 1項各号(外交官用貨 物等の免税)			

関税の免税条項 (関税定率法)	消費税の免除(輸徴法 13 - 1)	内国消費税 の免除(輸徴 法 13 - 3)	参 考
17 条 (再輸出免税) 1 項 1 号 (加工される貨物 又は加工材料) 2 号 (輸入貨物の容器) 3 号 (輸出貨物の容器) 4 号 (修繕貨物) 5 号 (学術研究用品) 6 号 (試験品) 6 号の 2 (輸出入貨物 の試験用機器等) 7 号 (注文取集めの見 本品等) 7 号の 2 (国際運動競 技会等の使用物 品) 8 号 (巡回興行用物品 等) 9 号 (展覧会等の出品 等) 10 号 (一時入国者が輸 入する自動車等) 11 号 (条約の規定によ る物品)		× ×	

関税の免税条項 (関税暫定措置法)	消費税の免除(輸徴法 13 - 1)	内国消費税 の免除(輸徴 法 13 - 3)	参 考
8 条の 7 (経済連携協定 に基づく加工又は修繕 のため輸出された貨物 の免税)	一部適用	×	・「一部適用」は、輸出 の際に免除を受けてい ない物品をいう。

(注) 1. 「 」印は適用を、「×」印は不適用を表す。  
2. 「内国消費税の免除」欄は消費税を除く。